

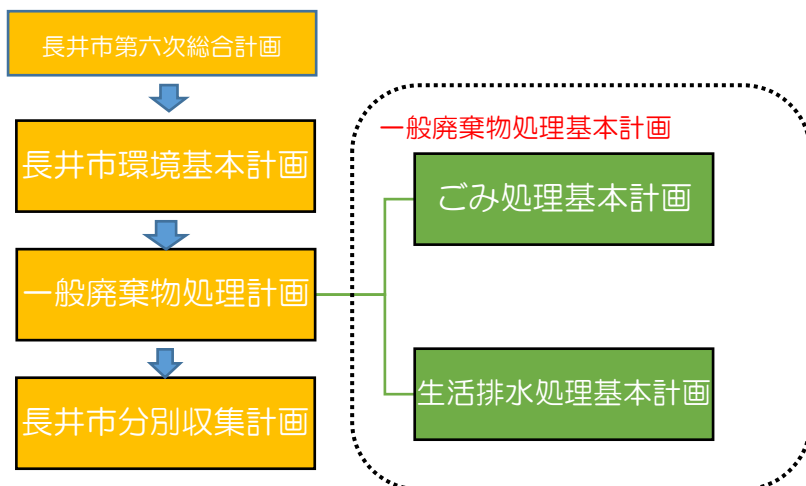
長井市ごみ処理基本計画（中間見直し） 一概要版一

第1章 計画の概要

1 趣 旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、社会情勢に合わせた総合的かつ中長期的なごみ処理基本計画を策定しています。

2 位置づけ



3 期 間

平成30年を初年度とし、令和9年を目標年度とする10年間としており、概ね5年ごとに見直しを図ることとしています。この度、第4次長井市環境基本計画の策定に合わせ、令和5年度に見直しを行いました。

第2章 地域の概要

1 市の特性

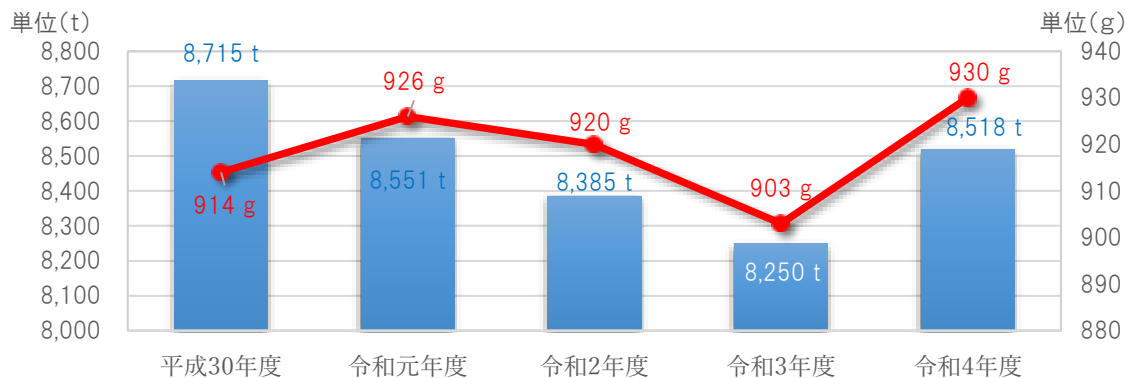
項 目	現 況
市の特性	「水と緑と花の長井」をフレーズに、豊かな水と豊かな自然、四季折々の美しい花々に恵まれた山紫水明の里であり、米を中心に野菜や果樹など多様で豊富な農産物を産出する農業地域になっています。
人口、世帯数の動向	令和4年10月1日の本市の人口は25,091人、世帯数は10,020世帯、平均世帯人員（1世帯あたりの家族人数）2.50人です。本市は、人口は減少していますが、世帯は増加していることから、平均世帯人員は減少傾向で推移しています。
産 業 の 動 向	第3次産業が50%以上を占めており従業員数は53%となっています。また、市域における事業所数、従業者数は平成2年から減少傾向で推移しています。
土 地 利 用 の 状 況	土地利用の状況を見ると、本市は山林が最も多く69.2%を占め、次いで農地が16.0%、宅地が4.2%となっています。

2 ごみの排出量の状況

(1) ごみ総排出量

ごみの総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみの合計）は、減少傾向でしたが、令和4年度のごみ総排出量は8,518 t、市民1人1日あたりのごみ排出量は930 gとやや増加しています。

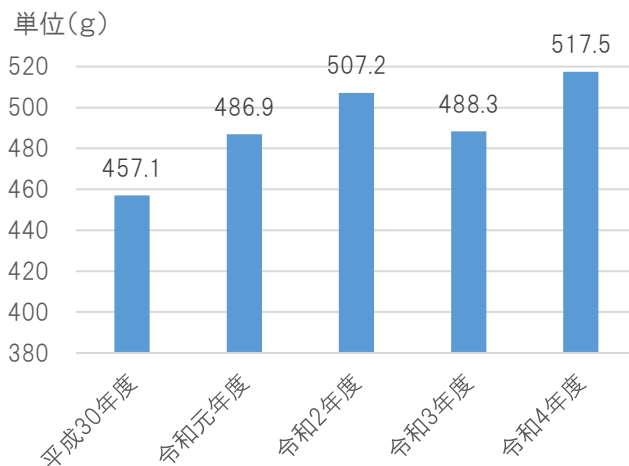
ごみの総排出量・市民1人1日あたりのごみ排出量（過去5年間）



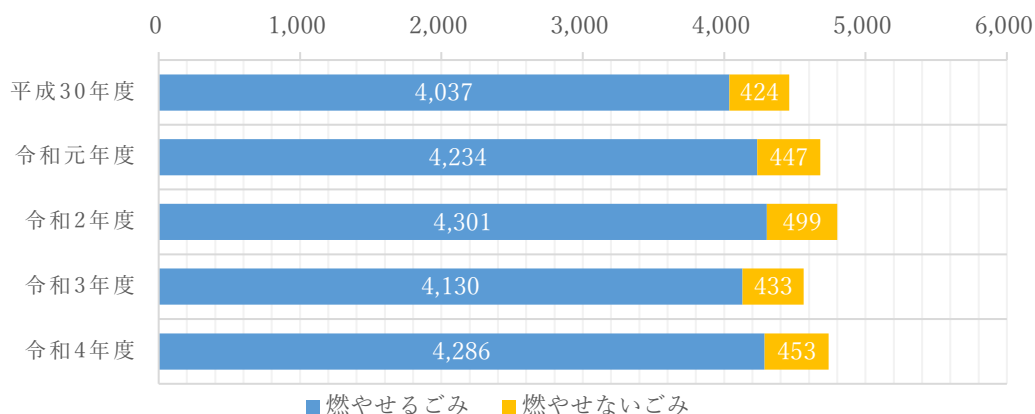
(2) 家庭系ごみ

ごみ減量化や分別収集への努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」があります。排出量は増加傾向で推移しており、令和4年度の排出量は4,739 tであり、また1人1日あたりの排出量は517gとなっています。令和4年度の内訳をみると、燃やせるごみが90.4%、燃やせないごみが9.6%となっています。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（過去5年間）



家庭系ごみの排出状況（過去5年間）

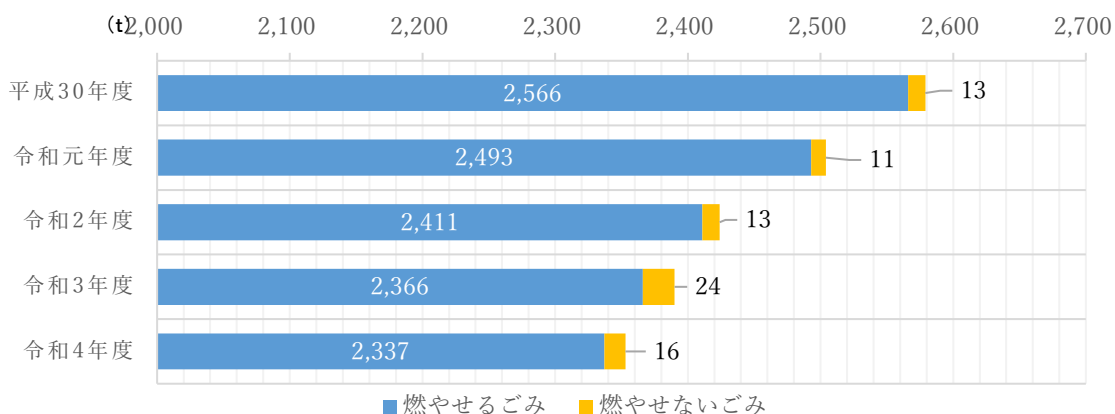


(3) 事業系ごみ

事業所から排出される「事業系ごみ」の排出量は、減少傾向で推移しています。令和4年度の事業系ごみの排出量は2,353 tとなっています。

令和4年度の事業系ごみの内訳をみると、燃やせるごみが99.3%、燃やせないごみが0.7%となっています。

事業系ごみの排出状況（過去5年間）



3 ごみ処理の現状と課題

課題1. 家庭系ごみの減量

本市のごみの排出量の約70%は家庭系ごみが占めています。近年、人口が減少傾向であるにも関わらず、家庭系ごみの排出量は減少せず、横ばいで推移しています。

家庭系ごみ減量化に向けた意識の低下が懸念されることから、無駄なものは買わない、最後まで使い切ってから捨てるという意識の醸成がさらに必要です。

課題2. 事業系のごみの減量

本市における事業系ごみは、減少傾向で推移しています。

ごみ排出量の約30%を事業系ごみが占めていますが、事業系ごみの排出状況は業種や事業所の形態によって異なるため、排出事業者が自ら減量化や資源化を図り、その適正処理について普及啓発していきます。

課題3. ごみ分別の徹底とリサイクルの推進

リサイクル率の減少が課題となっています。

現在、置賜広域行政事務組合ではリサイクルプラザでペットボトル及びプラスチック製容器包装類の資源化を、長井市では集団資源回収及び小型家電リサイクル事業による資源化をそれぞれ行っています。他方では、店舗等による資源ごみの無償回収の取り組みも広がっております。

このような取り組みを推進するとともに、適正な分別よりリサイクル率の向上を図るため、引き続き普及啓発していきます。

課題4．ごみ収集所の適正な管理

ごみ収集所への不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出しなど）を防止するため、ごみ出しマナーの遵守徹底に向けた広報、啓発の強化が必要です。特に、アパート等の入居者については排出ルール違反が問題となることが多いため、地域とのトラブル回避やごみ減量化のためにも、ごみ出しマナーやルールを周知することが必要です。

課題5．安全なごみ収集の継続

ごみ収集所は、歩道上や道路わきに設置しているものが多いため、ごみ収集作業の際には、事故を起こすことがないよう細心の注意を払う必要があります。

また、収集作業中の引火、爆発等の事故や作業員のけがを防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、スプレー缶、ライター、刃物などの分別徹底と適正排出について、市民の意識の啓発、指導等を継続する必要があります。

課題6．適正な収集・運搬

近年、アパート建設の増加に伴い、ごみ収集の要請が増えています。一方で収集事業の効率化がなお一層必要となっており、収集所の適正配置も含めて検討します。

課題7．ごみ処理料金の見直し

ごみ処理料金については置賜広域行政事務組合によって設定されています。ごみ処理の有料化は排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革となり、排出抑制や再生利用の推進に効果があり、引き続き適正な料金を検討します。

課題8．不法投棄の防止

本市は、森林が多く、地理的にごみの不法投棄が生じやすい状況にあります。不法投棄の防止に向けて常時監視することは困難であることから、現時点では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、対応に苦慮している状況です。監視カメラの設置や関係機関と合同の定期的なパトロール、啓発看板の設置を実施するとともに、不法投棄を発見するたびに、撤去等の対処を行っています。

第3章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

- (1) 市民啓発の推進
- (2) 分別の徹底によるごみの減量化と資源化の推進
- (3) ごみの適正処理
- (4) ごみの最終処分量の削減

◎本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、目標達成を目指します。

2 ごみ減量に係る数値目標（目標年度：令和9年度）

項 目	見直し前	見直し後
1人1日あたりのごみ排出量	858g	880 g 令和4年度までの5年間平均値 919 g より 39 g (4.2%) 削減
リサイクル率	26.6%	19.2% 令和4年度までの5年間平均値 18.5%より 0.7 ポイント (3.8%) 増加
ごみ総排出量	7,250 t	7,438 t 令和4年度までの5年間平均値 8,698 t より 1,260 t (14.5%) 削減 (1人1日排出量 880g×推計人口 23,160人× 365日÷1,000,000≒7,438t)
資源化量	1,930 t	1,428 t 令和4年度までの5年間平均値 1,599 t より 171 t (10.7%) 削減 (ごみ総排出量 7,438t×リサイクル率 19.2%≒ 1,428t)

3 施策の展開

【基本方針】	【施策】	【取組み】
1 市民啓発の推進	(1) 環境教育・意識啓発の推進	①環境教育の推進 ②意識啓発の推進 ③市民への情報発信
2 分別の徹底によるごみ減量化と資源化の推進	(2) ごみの減量化に向けた意識向上	①家庭系ごみの減量化 ②事業系ごみの減量化
	(3) リデュース・リユースの活性化	①（可燃ごみ袋で排出する）生ごみの減量化 ②レジ袋の削減
	(4) リサイクルの推進	①家庭系ごみのリサイクル推進 ②事業系ごみのリサイクル推進 ③リサイクル製品の利用拡大 ④生ごみのリサイクル推進
3 ごみの適正処理	(5) 適正な収集・運搬	①効率的な収集・運搬の継続 ②ごみ集積所の適正管理 ③安全なごみ収集 ④人口減少・高齢化への対応
4 ごみの最終処分量の削減	(6) 適正な処理・処分	①安全・適正な中間処理の継続 ②最終処分量削減と資源化量の増加 ③不法投棄の防止 ④災害廃棄物の処理

第4章 計画の推進と進行管理

計画の推進体制

本計画で提案する施策は、住民・事業者・行政のパートナーシップにより、公平な分担のもとで効率的かつ効果的に推進していきます。

また、計画に基づく施策を推進していくうえで、県、近隣市町、関係機関などに対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後とも県などとの連携・協力体制の強化にも努めます。

計画の進行管理

本計画を推進するにあたり、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、本市におけるごみ処理の継続的な改善を図ります。

